

令和4年度 一般会計歳出 7款3項1目 老人措置費 12節委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 健康福祉局 高齢健康福祉課	担当者名 なかの 仲野 電話 671-3920
------	------	-----	-----------------------	----------------------------------

設 計 書

- 1 委託名 外国人と受入施設等のマッチング支援事業（海外の外国人対象）委託
- 2 履行場所 市内の介護施設等
- 3 履行期間 ■期間 令和4年6月16日 から 令和5年3月31日 まで
又は期限 □期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契約区分 □確定契約 ■概算契約
- 5 その他 特約事項 個人情報取扱特記事項
- 6 現場説明 ■不要
□要（月 日 時 分 場所）
- 7 委託概要
- 1 市内の介護施設等で介護業務に従事することを目指す海外の外国人の発掘
 - 2 市内の介護施設等で介護業務に従事することを目指す海外の外国人への説明会の実施
 - 3 受入れ希望施設の開拓及び募集
 - 4 マッチング対象外国人材と受入れ希望施設の雇用契約成立のあっせん
 - 5 日本語学校・介護福祉士養成施設と受入れ希望施設の調整
 - 6 事業計画の作成
 - 7 受け入れ施設への各種確認等
 - 8 事業の進捗状況の報告

8 部 分 払

す る (3回以内)

し な い

業務内容	履行予定月	区分	数 量	単 位	単 價	金 額
業務費・人件費・そ の他諸経費	～R4/9		3.5	月		
業務費・人件費・そ の他諸経費	～R4/12		3	月		
業務費・人件費・そ の他諸経費	～R5/3		3	月		
国外業務費 (海外出張)	～R5/3		(2)	回		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

委 託 代 金 額	¥
内 訳 業 務 價 格	¥
消 費 税	¥

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	单 位	单 価 (円)	金 额 (円)	摘 要
業務費 (海外の外国人の発掘・情報収集、説明会の実施、受入れ希望施設の開拓及び募集、雇用契約成立のあっせん、受入れの調整、事業計画の作成)		9.5	月			
人件費		9.5	月			受託先における委託業務担当者の人件費（通勤手当、賞与及び退職手当等の諸手当、社会保険料等の事業主負担分を含む。）
その他諸経費		9.5	月			人件費以外の事業費（交通費等。）
国外業務費 (海外出張)		(2)	回			
業務価格						
消費税						
委託代金額						

*概算数量の場合は、数量及び金額を（　　）で囲む

令和4年度 外国人と受入施設等のマッチング支援事業（海外の外国人対象）委託仕様書

1 委託事業名

外国人と受入施設等のマッチング支援事業（海外の外国人対象）

2 履行場所

市内の介護施設等

3 委託予定期間

令和4年6月16日から令和5年3月31日

4 事業概要

海外に在住する外国人が、市内の介護施設等で介護業務に従事することができるよう、外国人と受入れを希望する介護施設等との雇用関係の成立をあっせんする。

5 契約内容

市内の介護施設等が、円滑に外国人介護人材を受入れられるよう、次の業務を行う。1年間ににおける雇用関係成立人数は、25人を目標とする。

(1) 市内の介護施設等で介護業務に従事することを目指す海外の外国人の発掘

以下の海外の外国人を主なマッチング対象外国人材とし、発掘と情報収集を行う。

- ① 在留資格特定技能で来日し、市内の介護施設等で介護業務に従事することを目指す者
- ② 在留資格留学で来日し、日本語学校及び介護福祉士養成施設に入学し、市内の介護施設等でアルバイトをしながら介護福祉士養成施設卒業後に引き続き市内の介護施設等で介護業務に従事することを目指す者

他の在留資格での来日を希望する者に関しては、市とその都度協議をすること。

なお、①に該当する者であったが、各国における事情（例えば特定技能試験の実施状況など）により、特定技能での来日が難しいなどの事情があった場合には、本市と協議のうえ、技能実習での来日も選択肢として検討することも可能とする。

(2) 市内の介護施設等で介護業務に従事することを目指す海外の外国人への説明会の実施

(1)のマッチング対象外国人材の発掘のために、オンラインまたは現地において説明会を実施する。

(3) 受入れ希望施設の開拓及び募集

本事業の内容や、発掘、収集したマッチング対象外国人材の情報を紹介するなどし、受入れ希

望施設の開拓と募集を行う。

受入れ希望施設の開拓の対象については、各在留資格の外国人を制度上受け入れることが可能な老人福祉法及び介護保険法関係の施設・サービス種別の事業所（介護施設等）とする。

なお、開拓と募集に当たっては、事業の説明会の実施をすること（集合形式、オンライン形式等、形式は問わない）。事業の説明会の実施にあたっては、実施する内容を事前に本市と協議をすること。

(4) マッチング対象外国人材と受入れ希望施設の雇用契約成立のあっせん

雇用契約成立のため、次の業務を行う。

- ・発掘、収集したマッチング対象外国人材と、募集した受入れ希望施設との面接の機会の設定、実施支援
- ・在留資格変更手続きの支援等、入職までの支援

(5) 日本語学校・介護福祉士養成施設と受入れ希望施設の調整

来日する在留資格が留学の場合には、留学先となる日本語学校または介護福祉士養成施設と、受入れ希望施設の両方と十分な調整を行い、受入れが円滑に進むよう支援を行う。

(6) 事業計画の作成

委託業務の開始後、下記内容を含む事業計画を作成し、速やかに提出すること。

・(1)に係る具体的な方法

1年間における雇用関係成立人数の目標が25人であることを踏まえ、その規模のマッチング対象外国人材を発掘するための具体的手段を記載すること。

海外への渡航については、オンラインでの可否を検討したうえで、事前に本市と協議のうえ行うこととする。

・(2)に係る具体的な方法

1年間における雇用関係成立人数の目標が25人であることを踏まえ、受入れ希望施設を開拓、募集する必要があることから、事業の説明会の実施や、市内の受入れ希望施設の個別訪問を複数回実施するなど、各在留資格の外国人が制度上就労可能な市内の老人福祉法・介護保険法関係の施設・サービス種別の事業所に広く情報が浸透させることができる内容の計画を作成すること。

(7) 受入れ施設への各種確認等

マッチングをし、就労を開始したマッチング対象外国人材の状況について、本市が確認を求める場合には、受入れ施設に確認をし、市に報告する。

(8) 事業の進捗状況の報告

月に一度程度、事業の進捗状況について本市に、原則対面での報告を行う。報告においては、(1)～(5)の業務の進捗状況を報告することとし、報告する内容は別途調整することとするが、(1)のマッチング対象外国人材については、①学歴などの背景、②日本語能力、③希望する在留資格、(2)については、①報告対象期間中に実施した開拓及び募集の状況、②説明会や個別訪問などの実施対象とした法人名及び事業所名、③当該施設の外国人受入れに関する意向等の情報を、必須の報告内容とする。

6 事業報告書

令和5年3月31日までに次の内容を記載した事業報告書を委託者に提出する。

(1) マッチング対象外国人材の名簿及び個人別の受入状況経過について

※就労が決定した者の雇用契約書の写し等、就労したことを証する文書を添付すること

(2) 受入れ希望施設開拓のために実施した説明会等の実施状況について

(3) その他必要な内容（別途協議）

7 個人情報の保護

受託者は、この契約による事業を実施するにあたり知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

8 その他

(1) 業務履行にあたっての進捗状況等については、本市職員に適宜連絡するとともに、本市職員の指示を受けること。

(2) この仕様書及び委託契約約款に定めのない事項及び業務履行中においてやむを得ない事由等により発生する仕様の変更については、本市と受託者が別途協議して決定する。

(3) 本市と協議の上、必要に応じて業務の一部を再委託することができるものとする。